

お客様各位

令和5年2月14日  
有限会社北九州カートウェイ  
取締役 野口勝朗

## 平日における小中学生の弊社利用について

いつも北九州カートウェイをご利用いただき、誠にありがとうございます。

日本国憲法第26条第2項（普通教育の義務）及び学生の本分（勉学）専念の観点より、長期休業期間（夏休み等）及び学校公休日（代休等）を除く平日における、義務教育期間中（小学生、中学生）の児童・生徒による弊社ご利用を、固くお断りさせていただきます。

以上